○宮城県知事選挙の期日

選挙管理委員会

目

次

○宮城県知事選挙における公職選挙法第百九十四条の規定による選挙運動 に関し支出することのできる金額

○宮城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所 ○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件

選挙管理委員会

○宮城県議会議員補欠選挙の事由の発生

○宮城県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

宮

○宮選管告示第百三十九号

よる選挙を令和三年十月三十一日に行う

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、

宮城県知事の任期満了に

令和三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会 委 員

皆

Ш

章 太 郎

○宮選管告示第百四十号

十九号)第八十条の規定により、 職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 (昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令 令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙における選挙長及びそ (昭和二十五年政令第八

(1)

令和]

宮城県選挙管理委員会

Ш

章太郎

植 木

哉

俊

発 行 同職務代理者 選 挙 長

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

二年十月十四

員 長 皆

章

太

郎

皆 Ш

○宮選管告示第百四十一号 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、 仙台市青葉区国見ケ丘一丁目三一番地の一一 加美郡加美町字赤塚二一二番地五 令和三年十月三十一日執行の宮

城県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員

長

皆

Ш

章

太

郎

ページ

場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番 一 号 宮城県庁

時 令和三年十一月三日 午前十時

日

○宮選管告示第百四十二号

- 九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである 令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)
- 令和三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

員 長 皆 Ш 章

太

郎

候補者一人につき 金三七、 七〇二、三〇〇円

○宮選管告示第百四十三号

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七 とおりである 四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、 た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 十六条第一項、第八十条第一項、 令和三年十月十三日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及 第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要 次の

令和三年十月十四

宮城県選挙管理委員会

委 員 長 皆 Ш 章 太 郎

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数 三八、五七八

える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて 地方自治法第七十六条第一項、 第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超

三四一、一一一

得た数とを合算して得た数

 \equiv 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

若 宮 城 林 葉 野 選 選 選 挙 挙 挙 区 区 区 五芸 八二、四八七 四七一 岩 登 米 沼 選 選 挙 挙 区 X 二一、九八〇 九四三 一九六

三八、 六五、 三七七 七一二 栗 原 選 挙

東 松 島 選 挙 X X 八、

谷・ 崎 黒川選 選 挙 挙 X X 三 三六、 〇八五 四七三

田 選 挙 区 八〇九

理 選 挙 X \equiv 〇 六 二

美 城 田 選 選 選 挙 挙 挙 区 区 区 一一、四〇〇 \equiv 八、二九四 八七六

多賀城・七ヶ浜選挙区 伊具選挙区 名 白

取

選

挙

区

二、六四

一、七五

遠 加 石・

刈田選挙区

一三、二一九

宮 豆 柴 富 大

田 ·

気仙沼・本吉選挙区

二、三四

石 泉 太

卷

牡鹿選

学区

八四五 Ξ.

白 選

選

挙

挙

区

五九、

八七二

釜

選

挙

区

五

二二、六九三

○宮選管告示第百四十四号

とを合算して得た数は、次のとおりである 数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える 令和三年十月十三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第

令和三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 皆 Ш 章 太 郎

三四一、一一一

○宮知選告示第一号

令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十四日

宮城県知事選挙

選挙長 皆 Ш

章

太

郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○宮知選告示第二号

令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

令和三年十月十四日

宮城県知事選挙

選挙 長 皆 Ш 章 太 郎

所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

場

日 時 令和三年十月二十八日

午後五時

○宮選管告示第百四十五号

で、同法第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。 石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区において宮城県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたの 令和三年十月十四日公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第三項第三号の規定により 令和三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 Ш 章 太 郎